

CCUS 検討委員会規則

(名称)

第1条 戦略推進センター（以下「本センター」という）にCCUS 検討委員会（以下「本委員会」という）を設置し、定款第59条に定める委員会と同等の常置組織とする。

(目的)

第2条 会員相互の交流を通じて学術、技術ならびに経験を交換し、CCUS 技術および関連技術の社会実装の促進、技術開発・普及シナリオ提案、課題の分析、知の還元を行うとともに、分野を横断する研究・技術開発や若手研究者および技術者の育成を推進することを目的とする。

(機能)

第3条 前条の目的を達成するために、本委員会の機能を下記の通りとする。

- (1) CCUS および関連する技術の研究開発と成果の実用化および体系化
- (2) シンポジウム・討論会・講演会・意見交換会等の開催
- (3) 化学工学会およびその他の関連機関との共催事業
- (4) 本会を通じて連携した各種共同研究
- (5) 貢献、取組みに関する理事会への意見具申および提言
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な機能

(委員長および副委員長及び委員)

第4条 本委員会には委員長1名および2名以内の副委員長を置く。委員長は本委員会を代表し、委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐する。

- 2 委員長は、化学工学会正会員のなかから本センター運営会議の議を経て、本センター長が委嘱する。
- 3 委員長は、正会員のなかから副委員長および委員を委嘱する。
- 4 委員は、CCUS 分野の研究に係わる本会正会員および本委員会の設置目的に賛同し、その事業に協力する本会法人会員およびその社員、その他を以て構成される。

(活動報告)

第5条 委員長は必要に応じて本委員会の活動報告を本センター運営会議に行う。

- 2 委員長は必要に応じて本委員会の活動報告を戦略企画会議に行う。

(任期)

第6条 委員長、副委員長および委員の任期は原則2年とする。ただし重任は妨げない。

- 2 委員長に任期途中で欠員事態が生じた場合、センター長は速やかに補欠の措置を講じ、補欠就任までの暫定期間に関しては、副委員長が職務を代行することとする。
- 3 補欠による委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 本委員会の事務局は本部事務局内に置く。

(その他)

第8条 本規則に記載していない事項は、本会委員会規程による。

(規則の変更)

第9条 本規則の変更は本センター運営会議の承認を得て行う。

附則 2024年11月27日 制定